

鳥取県公報

目 次

◇告 示 飼料の試験の結果の概要（畜産課）

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

都市計画の変更予定（四件）（都市計画課）

出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

◇公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者（医務薬事課）

報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（経営流通課）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成八年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

鳥取県知事 西尾邑次

平成八年九月二十七日

告 示

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に当たるときは、その翌日)

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	備考
兵庫県神戸市西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	東伯郡大栄町大字妻波1725-5	くみあい標準配合飼料モーレットグリーン	平成8年8月	18.0	4.1	4.9	5.4	0.74	0.53	13.2	
岡山県倉敷市西日本くみあい飼料株式会社水島工場		くみあい配合飼料モーレット	ク	21.4	4.6	4.0	5.8	0.90	0.60	13.0	
東伯郡東伯町東伯農業協同組合		くみあい配合飼料和牛繁殖産1号	平成8年7月	16.3	2.6	5.0	7.3	1.01	0.84	13.4	
東伯郡東伯町東伯農業協同組合	東伯郡東伯町大字中尾933東伯町農業協同組合東伯キッチンセンター	フェザーミール	平成8年8月	80.4	6.7		1.5			8.2	
岡山県倉敷市西日本くみあい飼料株式会社水島工場	東伯郡東伯町大字徳方558-1	くみあい配合飼料子牛育成用ニューブリードペレット	ク	17.5	3.1	4.7	6.5	0.95	0.70	13.2	
兵庫県神戸市西日本くみあい飼料株式会社神戸工場		農協のえさ びゅあシステム専用牛育成用	平成8年6月	16.8	2.5	8.3	6.8	1.17	0.52	12.6	
岡山県玉野市加藤製油株式会社岡山工場		くみあい標準配合飼料スーパー モーレットほいく	平成8年8月	18.8	3.0	3.5	4.8	0.71	0.56	12.6	
兵庫県神戸市全国酪農農業協同組合連合会関西飼料工場		脱脂大豆	ク	47.2	0.5	5.5				12.8	
兵庫県神戸市全国酪農農業協同組合連合会関西飼料工場	東伯郡東伯町大字保37	ニューラクビーフ前期	ク	13.4	3.0	4.3	4.9	0.67	0.48	13.2	
		メガプローネ90	ク	30.2	8.6	3.0	7.1	1.50	0.53	11.1	
		飼全酪2号ペレット	ク	16.7	2.9	5.4	6.3	0.93	0.64	12.8	
		全酪新チャンピオン	ク	17.5	3.1	4.3	5.5	0.77	0.57	13.1	

- 注1. 飼料の名称の欄中「ク」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担当手育成畑地帯総合整備事業名和地区農業用用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

送電施設用地とするため。

（次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成八年九月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所
名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称
東郷町

二 事業の種類
東郷町立図書館（仮称）建設工事

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東郷町大字龍島地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
東伯郡東郷町大字龍島五〇〇

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西伯郡西伯町大字下中谷字寺谷山三三〇九の五から三三〇九の七まで、大字上中谷字笛畑西山二二五の六、二二五の七、大字東上字奥山一八八五の六一、大字上中谷字夏牛山一六六三の三・字大熊谷山一六六四の一から一六六四の三まで・字笛畑東山二の六・二の七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

鳥取県公報

鳥取県告示第六百六十六号

東郷町役場

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路一・三・一号智頭鳥取線（変更前一・四・一号河原鳥取線）及び三・三・五号称宜谷賀露線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・三・一号智頭鳥取線
追加する部分

鳥取市長谷字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ内、字上

ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字敷ノ元、字池ノ内、字西ノ畠

及び字弁才天、玉津字早魃、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒ

コク田、字イゴ及び字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下タ及び字稻田、上味野字大坪
上ノ割及び字大坪下ノ割、下味野字堤下、字小屋場、字北谷堤奥、字洞見、字菖蒲

谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷及び字觀音谷、北村字池ノ内、字池之内、
字池ノ内東分及び字池ノ内谷、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内西、字池ノ内堤谷、

字池ノ内北平、字西石田、字東石田、字玉向及び字高畠、本高字白木、字段木、字白

木西分、字白木東分、字道免及び字円ノ前並びに大字菖蒲字御通り、字鳥居畠及び

字深免

削除する部分

鳥取市長谷字中島及び字砂田

変更する部分

鳥取市長谷字川向

2 三・三・五号称宜谷賀露線

変更する部分

鳥取市菖蒲字鳥居畠及び字深免

鳥取県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで倉吉市役所（倉吉市葵町七一九一五）及び三朝町役場（東伯郡三朝町大瀬九九九一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号三朝倉吉羽合線（変更前三・三・一号倉吉羽合線）

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡三朝町大字今泉字前河原、字畠ヶ田、字下河原、字石田、字欠ヶ上り及び字保木谷
変更する部分

倉吉市円谷町字河原力谷、字割谷、字切岩谷、字保木ノ下、字城ノ谷、字猪畠谷、
字天神渕、字田汲谷、字天神利及び字東天地

鳥取県告示第六百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとるので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで河原町役場（八頭郡河原町大字渡一木二七七）及び用瀬町役場（八頭郡用瀬町大字用瀬八三）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路一・四・一号智頭鳥取線（変更前一・四・一号河原鳥取線）
及び三・五・四号徳吉西円通寺線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・四・一号智頭鳥取線

追加する部分

八頭郡用瀬町大字川中字猿山、字中山、字奥山谷、字鶴ヶ谷及び字カラヒツ、大

字宮原字檜木ヶ嵐、字宮谷、字小林谷影平及び字小林谷日平、大字安藏字岡影平、

字荒田平、字井手口、字向井田、字下モ河原、字宮ノ前、字高畔、字大林、字向山
及び字鹿子下ノ谷、大字家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字火ノ谷、字安岡
谷、字安岡口、字熊谷口、字的場、字山神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、

字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字柱谷ノ内ゴウロ谷、大字別府字妙ヶ平、
字穴ノ谷、字堂ノ谷、字橋向、字井手柄、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ
谷、字横岩及び字小谷並びに大字美成字柱谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字船ヶ谷茶

園カ平ル、字猪子塔、字王子畠口林下、字王子畠、字下モ王子畠、字盲谷、字松ケ
谷、字天王、字才ヶ谷、字高田、字下モ山、字鬼詰ノ下モ及び字鬼ヶ嶽

八頭郡河原町大字佐貫字若桑谷、字千切ヶ谷、字堤ノ内、字平尾、字筑紫ヶ谷、
字大畑、字淺谷、字ヒノ谷、字上墓、字大星、字大田及び字馬場川、大字八日市字
荒堀及び字天水並びに大字高福字上新田、字大ガンキヤウ、字大ガンキヤウ宮ノ上、
字高谷平、字奥イソフ谷、字口イソフ谷、字イソフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、
字上ミ長トロ、字中新田及び字中道端

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下
河原並びに大字今在家字向河原及び字中河原

2 三・五・四号徳吉西円通寺線

追加する部分

八頭郡河原町大字高福字荒田、字中新田及び字中道端

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下
河原並びに大字今在家字向河原

鳥取県告示第六百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで智頭町役場（八頭郡智頭町大字智頭二〇七一一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路一・四・一号智頭鳥取線

二 都市計画を変更する土地の区域**追加する部分**

八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口、字ヲトシ、字江兒、字井出口通り、字往来ノ前、字小山河原、字黒岩ノ上、字小茗荷谷、字茗荷谷口、字無曾ノ谷、字梅道、字岸、字婆ヶ谷、字當地谷、字市奥、字二ノフ谷、字荷谷、字小谷及び字若サビ

公 告

平成8年9月5日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格は、次のとおりである。

平成8年9月27日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任せたので、同条第五項において準用する同法第一百七十二条第四項後段の規定により告示する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 委任せた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 田	会 場
「冬のうたコンサート」	平成八年十一月二十四日	わらぐ館ごくんとほーる

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主事 譯 井 審

三 委任期間

平成八年十月一日から同年十一月三十日まで

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

阿 南 志津雄	岡 本 耕 一	山 本 利枝子	前 田 充
河 本 康 博	福 田 綾 子	秋 田 和 弥	竹 本 正二郎
淀 瀬 卓 也	谷 田 真知子	谷 口 栄 二	別 所 直 人
山 根 貴 之	吉 本 哲 明	上 向 信 之	下 石 妙 子
榎 本 真由美	小 川 和 孝		

鳥取県公報

2 農業用品日毒物劇物取扱者試験の合格者

田 中 正 則	高 田 政 彦	黒 田 周 二	橋 本 伸 也
竹 本 清 美	林 明 徳	中 山 久 夫	山 下 弘一郎
橋 本 本	前 田 由 紀 夫	田 中 靖	伊 田 ひとみ
古 朝 小	岡 本 仁 重	馬 野 保 昭	岸 田 洋 子
倉 林	中 義 文	谷 口 和 良 子	岡 本 彰 子
藤 木	登 美 夫	京 古 尾	高 力 照 子
水 原 浩 一	本 政 博	松 上 吉 中	林 靖 教
澤 弘 之	博 史 敏	原 吉 中	嘉 湯 浅 真
		達 梅	村 龍 真
		臣 林 久	臣 澄 真

雜 報

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホックスーパーセンター皆生店
米子市皆生大字大池2630(ほか)

2 届出者及び届出内容

届 出 者 の 名 称	店舗面積	開店日	主として販売する物品の種類
(株)原徳チューングン本部 島根県安来市赤江町1448-1	1,493m ²	平成9年4月11日	食料品
(株)アミーゴ 島根県安来市赤江町1448-1	800m ²	"	食品雑貨
(株)クリップ 島根県安来市赤江町1448-1	700m ²	"	衣料品

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年10月11日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年9月27日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篠 魁